

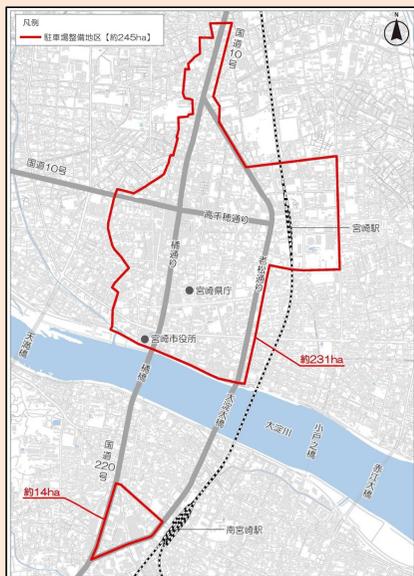
1 駐車場整備計画(改訂)の趣旨

- 1) 駐車場整備地区※内における、
 - ・平面駐車場等低未利用地の増加
 - ・まちの活力低下
 - ・まちなみの分断 等
 が危惧されていることを踏まえ、
 - ・将来の駐車需給バランス調査
 - ・アンケート調査(利用実態、将来の土地利用等)を実施。
- 2) 社会情勢の変化や中心市街地を取り巻く諸課題等に対応していくため、
 - ・量的供給を通じた駐車場施策
 ↓
 - ・適正な需要に見合った、量的なコントロールを通じたまちづくりの一環としての駐車場施策へ転換していくための基本的考え方を示すもの。

※駐車場整備地区：
まちなかの商業地域や近隣商業地域など、特に自動車交通が著しくふくそうする区域に対し、円滑な道路交通を確保することを目的に定めたもの(S46.12月決定 H17.4月変更)

◎宮崎市駐車場整備計画の対象駐車場：
一般公共の用に供される路外(道路の路面外)駐車場(時間貸駐車場、専用駐車場等)

宮崎広域都市計画駐車場整備地区【約245ha】



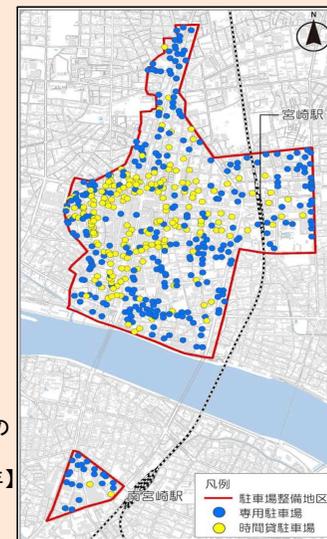
2 目標量の設定 将来:2030(令和12)年

| 現在の 駐車場収容台数 【2020年】 | 将来の整備目標量(台) | |
|---------------------------|--------------------|-------------------|
| | 平日 | 休日 |
| 18,185台 | 11,700 (▲6,485) | 8,200 (▲9,985) |

＜内訳＞ ↓ ※ () 内は現在からの増減

| 分類 | 箇所数 | 収容台数 |
|--------|-----|-------------|
| 専用駐車場 | 325 | 8,666台(48%) |
| 時間貸駐車場 | 198 | 9,519台(52%) |
| 合計 | 523 | 18,185台 |

駐車場整備地区の
駐車場分布状況
【2020(令和2)年】

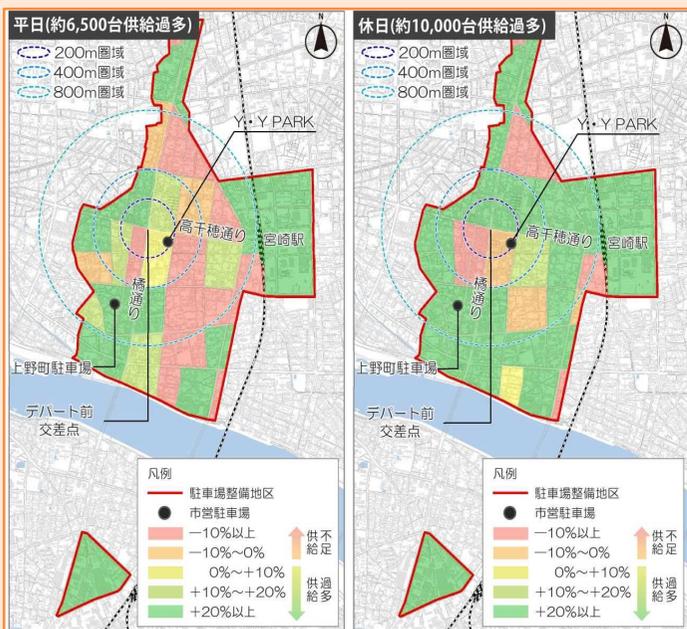


4 駐車場整備の基本方針等

基本理念:安心で快適なウォークアブルなまちなか

本計画における駐車場施策においては、質的転換の観点からまちづくりの一環としての駐車場施策を目指す。

3 将来の需給バランス



■将来(令和12年)の駐車需要と現在の駐車台数の比較から整備目標を達成するために必要な台数の割合を算出した。

■平日、休日で供給状況の変化するエリア、平休日ともに供給不足のエリアがある一方、平休日ともに供給過多のエリアも多い。

■平日・休日ともに供給過多となっているエリアは、供給不足エリアの需要台数を勘案しながら、将来の整備目標量に近づける取組を進めるエリアとして考えられる。

将来:2030年(令和12年)
圏域:400m圏域≒徒歩5分

将来の整備台数割合図(町丁目別)

| 基本方針 | 施策 | |
|---|----------------------------|-------------------------|
| 1 人 中心 の 歩 い て 楽 し め る ま ち な か の 形 成 | 【1-1】安全で快適なまちなか環境の形成 | |
| | ①駐車場出入口の設置の適正化 | ②フリンジ(周縁部)駐車場ゾーンの形成 |
| | ③自動車流入量の抑制 | ④荷捌き駐車場とタクシー待機場の確保 |
| | 【1-2】まちなかへの来街支援環境の向上 | |
| 2 ま ち な か の 更 新 | ①ICT等を活用した利便性の高い駐車場情報の提供 | ②駐車場利用者の行動心理に働きかける駐車場施策 |
| | ③自動二輪専用駐車スペースの確保 | ④自動車流入量の抑制(再掲) |
| | ⑤荷捌き駐車場とタクシー待機場の確保(再掲) | ⑥駐車場のバリアフリー化の向上 |
| | 【2-1】附置義務駐車場の適正化 | |
| | ①附置義務駐車場の集約による平面駐車場の削減 | ②附置義務駐車場における附置義務の弾力化 |
| | 【2-2】多様な取組によるまちなかの平面駐車場の削減 | |
| ①多様な主体の多様な取組による土地利用の高質化 | | |